京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年11月11日

京都市長 門 川 大 作

京都市規則第 41 号

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則

京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

第10条の表(17)中「第132条第2項及び第189条第2項」を「第90条の2 第2項,第132条第2項,第138条の2第2項,第189条第2項,第197条第2 項及び第200条第2項」に改める。

様式第18号注以外の部分中「あて先」を「宛先」に、「第41条の18の3」を「第41条の18の2第1項」に改める。

様式第44号備考以外の部分中「加算金算定」を「加算金額算定」に改める。

附則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 様式第44号の改正規定 この規則の公布の日
- (2) 様式第18号の改正規定 平成24年1月1日
- (3) 第10条の改正規定 この規則の公布の日から2月を経過した日

(行財政局税務部税制課)